

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案 新旧対照条文目次

一	家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）		（本則関係）	1
二	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）		（附則第九条関係）	20

改 正 案	現 行
目次 第三章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植 第一節 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限等（第十一条―第十五条の二） 第二節 家畜人工授精師（第十六条―第二十三条） 第三節 家畜人工授精所（第二十四条―第三十二条） 第四節 特定家畜人工授精用精液等の特例（第三十二条の二―第三十二条の八） 第三章の二 家畜登録事業（第三十二条の九―第三十二条の十二） 第五章 罰則（第三十八条―第四十二条） 第一章 総則 （国等の責務） 第二条 国及び都道府県は、家畜の改良増殖の促進に必要な施策を積極的に講ずる責務を有する。	目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第一章の二 家畜の改良増殖に関する目標等（第三条の二―第三条の五） 第二章 種畜等（第四条―第十条） 第三章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植（第十一条―第三十二条） （新設） （新設） （新設） （新設） 第三章の二 家畜登録事業（第三十二条の二―第三十二条の五） 第四章 雑則（第三十三条―第三十七条の二） 第五章 罰則（第三十八条―第四十一条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 （略） （家畜の改良増殖の促進と家畜の導入） 第二条 国及び都道府県は、家畜の改良増殖の促進に有効な事項については、これを積極的に行わなければならない。

2 | 種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師その他の関係者は、国及び都道府県が行う家畜の改良増殖の促進に必要な施策に協力しなければならない。

(削る)

第一章の二 家畜の改良増殖に関する目標等

2 | 国及び都道府県は、前項の規定により、家畜の改良増殖の促進に有効な事項として、助成等の援助措置を講じ又は指導を行なうに当たっては、有畜農家育成基準に準拠して家畜の導入を行なう農業者に優良な資質を有する家畜の導入が行なわれることとなることその他当該援助措置又は指導が家畜を導入してその農業経営の改善を図る農業者の当該経営の改善の促進に資することとなるように努めるものとする。

3 | 前項の有畜農家育成基準は、農業経営の改善を図るため、第三条の二第一項の家畜改良増殖目標、農業経営の状況及び改善の目標等を勘案して農林水産大臣が有畜農業経営の育成に関して定める基準とする。

(定義)

第三条 (略)

第一章の二 家畜の改良増殖に関する目標等

(家畜改良増殖目標)

第三条の二 (略)

(都道府県の家畜改良増殖計画)

第三条の三 (略)

(国の援助)

第三条の四 (略)

(家畜改良増殖目標等と家畜の改良増殖のための措置)

第三条の五 (略)

第二章 種畜等

第三章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植
第一節 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限等

(種付け等の制限)
第四条 (略)

第五条 (略)
(種付け等の禁止)

第六条 (略)
(種畜証明書の有効期間)

第七条 (略)
(種畜証明書の効力の取消又は停止)

第八条 (略)
(種畜の公示)

第九条 (略)
(種畜の飼養者の種畜証明書の提示等)

第九条の二 (略)
(家畜体内受精卵等の採取の制限)

第九条の三 (略)
(家畜体内受精卵等の採取の禁止)

第十条 (略)
(種畜証明書の交付手続等)

第三章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植
(新設)

(家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限)

第十二条 家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精又は家畜受精卵移植を行うためセンター又は都道府県が開設する施設（次項及び第十四条第三項において「家畜人工授精所等」という。）以外の場所で家畜人工授精用精液を採取し、若しくは処理し、家畜体内受精卵を処理し、家畜未受精卵を採取し、若しくは処理し、家畜体外受精を行い、又は家畜体外受精卵を処理してはならない。ただし、家畜人工授精用精液を採取する回数が、都道府県知事の定める回数に満たない雄の家畜から家畜人工授精用精液を採取し、又はこれを処理する場合並びに第十一条ただし書並びに前条第一項ただし書及び第四項ただし書の場合は、この限りでない。

2 家畜人工授精所等以外の場所で、家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を保存してはならない。ただし、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雌の家畜に注入し、又は移植するためにする場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

（家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の譲渡等の制限）

第十四条 （略）

第十一条 （略）

第十一条の二 （略）

第十二条 家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精又は家畜受精卵移植を行うためセンター又は都道府県が開設する施設以外の場所で家畜人工授精用精液を採取し、若しくは処理し、家畜体内受精卵を処理し、家畜未受精卵を採取し、若しくは処理し、家畜体外受精を行い、又は家畜体外受精卵を処理してはならない。ただし、家畜人工授精用精液を採取する回数が、都道府県知事の定める回数に満たない雄の家畜から家畜人工授精用精液を採取し、又はこれを処理する場合並びに第十一条ただし書並びに前条第一項ただし書及び第四項ただし書の場合は、この限りでない。

（新設）

（家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の検査等）

第十三条 （略）

（家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の譲渡等の制限）

第十四条 前条第四項の封がなく、又は家畜人工授精用精液証明書が添付されていない家畜人工授精用精液は、これを譲り渡し、若しくは雌の家畜に注入し、又はこれを用いて家畜体外受精を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
一 本邦以外の地域から輸入された家畜人工授精用精液であつて

(略)

-
- 、外国の政府機関その他農林水産省令で定める者により発行され、かつ、次に掲げる事項を確かめ、又は信ずる旨を記載した証明書が添付されているものを譲り渡し、若しくは雌の家畜に注入し、又はこれを用いて家畜体外授精を行う場合
- イ 牛、馬その他政令で定める家畜に係る家畜人工授精用精液にあつては、当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜が、農林水産省令で定める遺伝性疾患及び繁殖機能の障害を有しておらず、かつ、第四条第三項の等級のいずれに属するものであるかが明らかであること。
- ロ 外国の法令により獣医師又は家畜人工授精師に相当する資格を有する者その他農林水産省令で定める者が採取し、農林水産省令で定める方法により、検査し、容器に収め、かつ、封を施した家畜人工授精用精液であること。
- ハ 家畜人工授精を的確に、かつ、衛生的に実施することができると認められる施設において採取され、及び処理された家畜人工授精用精液であること。
- ニ その他農林水産省令で定める事項
- 二 第十一条ただし書、第十一条の二第四項ただし書又は前条第四項ただし書の場合
- 2 前条第四項の封がなく、又は家畜体内受精卵証明書若しくは家畜体外受精卵証明書が添付されていない家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵は、これを譲り渡し、又は雌の家畜に移植してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 本邦以外の地域から輸入された家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵であつて、外国の政府機関その他農林水産省令で定める者により発行され、かつ、次に掲げる事項を確かめ、又は信ずる旨を記載した証明書が添付されているものを譲り渡し、又は雌の家畜に移植する場合
- イ 当該家畜体内受精卵の採取の用に供した雌の家畜又は当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣の採取の用に供した雌の家畜（そのとたいから家畜卵巣を採取した雌の家畜を含む。）が

3 家畜人工授精所等において衛生的に保存されていることその他の農林水産省令で定める基準に適合しない家畜人工授精用精液又は家畜受精卵は、これを譲り渡し、雌の家畜に注入し、若しくはこれを用いて家畜体外授精を行い、又は雌の家畜に移植してはならない。ただし、第十一条ただし書並びに第十一条の二第四項ただし書及び第五項ただし書の場合は、この限りでない。

農林水産省令で定める遺伝性疾患を有しないものであること。
ロ 当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜（家畜人工授精用精液を注入した場合にあつては、当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜）又は当該家畜体外受精卵に係る家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜が前項第一号イの要件に該当するものであること。
ハ 家畜体内受精卵にあつては、外国の法令により獣医師に相当する資格を有する者その他農林水産省令で定める者が採取し、農林水産省令で定める方法により、検査し、容器に収め、かつ、封を施したものであること。
ニ 家畜体外受精卵にあつては、外国の法令により獣医師又は家畜人工授精師に相当する資格を有する者その他農林水産省令で定める者が家畜の雌又はそのとたいから卵巣を採取し、農林水産省令で定める方法により、その卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、家畜体外授精を行った後、検査し、容器に収め、かつ、封を施したものであること。
ホ 家畜受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施することができることと認められる施設において処理された家畜受精卵であること。
ヘ その他農林水産省令で定める事項
二 第十一条の二第五項ただし書又は前条第四項ただし書の場合
3 農林水産省令で定める品質の不良な家畜人工授精用精液又は家畜受精卵は、これを譲り渡し、雌の家畜に注入し、若しくはこれを用いて家畜体外授精を行い、又は雌の家畜に移植してはならない。ただし、第十一条ただし書並びに第十一条の二第四項ただし書及び第五項ただし書の場合は、この限りでない。

（家畜人工授精簿）

(農林水産省令への委任)

第十五条の二 この節に規定するもののほか、第十三条第四項の家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書及び家畜体外受精卵証明書、同条第八項の精液採取に関する証明書、体内受精卵採取に関する証明書及び体外受精卵生産に関する証明書並びに前条第一項の家畜人工授精簿の様式は、農林水産省令で定める。

第二節 家畜人工授精師

(家畜人工授精師の免許を与えない場合)

第十七条 この法律、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)、獣医師法、獣医療法(平成四年法律第四十六号)若しくは家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者には、前条第一項の免許を与えない。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の免許を与えないことができる。

一・二 (略)

三 家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者(前項に規定する者を除く。)

第十五条 (略)

(新設)

(新設)

(家畜人工授精師の免許)

第十六条 (略)

(家畜人工授精師の免許を与えない場合)

第十七条 (新設)

次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の免許を与えないことができる。

一・二 (略)

三 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)、種畜法(昭和二十三年法律第百五十五号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)、獣医師法、獣医療法(平成四年法律第四十六号)若しくは家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)又

四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者（前項に規定する者を除く。） 3 (略)	はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者 四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者 2 (略)
(家畜人工授精師の免許の取消し及び業務の停止) 第十九条 都道府県知事は、家畜人工授精師が第十七条第一項に規定する者に該当するに至つたとき又は家畜人工授精師から申請があつたときは、その免許を取り消さなければならない。	(家畜人工授精師免許証) 第十八条 (略) 第十九条 (家畜人工授精師の免許の取消し及び業務の停止) 第十九条 都道府県知事は、家畜人工授精師から申請があつたときは、その免許を取り消さなければならない。
2 都道府県知事は、家畜人工授精師が第十七条第二項各号のいずれかに掲げる者に該当するに至つたとき又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に基づく処分違反したときは、その免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができる。 3 (略)	2 都道府県知事は、家畜人工授精師が第十七条第一項各号のいずれかに掲げる者に該当するに至つたとき又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に基づく処分違反したときは、その免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができる。 3 (略)
(略)	(家畜人工授精師免許等の効力) 第二十条 (略)
(略)	(名称の独占) 第二十一条 (略)
(略)	(家畜人工授精師免許証の携帯等) 第二十二条 (略)
(政令及び農林水産省令への委任) 第二十三条 この節に規定するもののほか、家畜人工授精師免許証の交付、書換交付、再交付及び返納に関し必要な事項は政令で、	第二十三条 削除

前条第二項の授精証明書、体内受精卵移植証明書、体外受精卵移植証明書及び精液採取に関する証明書の様式、家畜人工授精師の免許の申請手続並びに第十九条第二項の規定による免許の取消し及び業務の停止に関し必要な事項は農林水産省令で定める。

第三節 家畜人工授精所

(家畜人工授精所の開設の許可)

第二十四条 家畜人工授精所を開設しようとする者（次条において「申請者」という。）は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、センター又は都道府県が開設する家畜人工授精所については、この限りでない。

(家畜人工授精所の開設の許可を与えない場合)

第二十五条 前条の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、与えない。

一 申請に係る施設が、家畜人工授精又は家畜受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施するため必要な農林水産省令で定める構造、設備及び器具を備えていない場合

二 申請者が、この法律、家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者である場合

三 申請者が法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前号に規定する者がある場合

2 前条の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、与えないことができる。

(新設)

(家畜人工授精所の開設の許可)

第二十四条 家畜人工授精所を開設しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、センター又は都道府県が開設する家畜人工授精所については、この限りでない。

(家畜人工授精所の開設の許可を与えない場合)

第二十五条 前条の許可は、申請に係る施設が、家畜人工授精又は家畜受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施するため必要な農林水産省令で定める構造、設備及び器具を備えていない場合には、与えない。

(新設)

(新設)

(新設)

2 前条の許可は、当該施設の設置の場所が風紀上不適當であると
きは、与えないことができる。

一	申請に係る施設の設置の場所が風紀上不適當である場合
二	申請者が、家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者（前項第二号に規定する者を除く。）である場合
三	申請者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者（前項第二号に規定する者を除く。）である場合
四	申請者が法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに規定する者がある場合
	（変更の届出等）
第二十五条の二	家畜人工授精所の開設者は、第二十四条の許可に係る家畜人工授精所の名称その他の農林水産省令で定める事項を変更したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
2	家畜人工授精所の開設者は、当該家畜人工授精所を廃止し、休止し、又は休止した当該家畜人工授精所を再開しようとするときは、その廃止、休止又は再開の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
	（家畜人工授精所の開設の許可の取消し及び使用の停止）
第二十六条	都道府県知事は、家畜人工授精所の開設者から前条第二項の規定による廃止の届出があつたときは、その開設の許可を取り消さなければならない。
2	都道府県知事は、家畜人工授精所が第二十五条第一項第一号に該当するに至つたとき又は家畜人工授精所の開設者が同項第二号若しくは第三号若しくは同条第二項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき若しくはこの法律若しくはこの法律に基づく命令に基づく処分に違反したときは、その開設の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。

	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
第二十六条	都道府県知事は、家畜人工授精所の開設者から申請があつたときは、その開設の許可を取り消さなければならない。
2	都道府県知事は、家畜人工授精所が前条第一項の構造、設備及び器具を欠くに至つたとき又は家畜人工授精所の開設者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反したときは、その開設の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。

3
(略)

(センター又は都道府県の開設する家畜人工授精所等)
第三十一条 センター又は都道府県が開設する家畜人工授精所その他家畜人工授精又は家畜受精卵移植を行うためセンター又は都道府県が開設する施設は、第二十五条第一項第一号の農林水産省令で定める構造、設備及び器具を備えなければならない。

(農林水産省令への委任)

第三十二条 この節に規定するもののほか、家畜人工授精所の開設の許可の申請手続及び第二十五条の二の規定による届出に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

3
(略)

(家畜人工授精所の種畜)
第二十七条 (略)

(家畜人工授精所の管理)
第二十八条 (略)

(家畜人工授精用精液提供の義務)
第二十九条 (略)

(名称の独占)
第三十条 (略)

(センター又は都道府県の開設する家畜人工授精所等)
第三十一条 センター又は都道府県が開設する家畜人工授精所その他家畜人工授精又は家畜受精卵移植を行うためセンター又は都道府県が開設する施設は、第二十五条第一項の構造、設備及び器具を備えなければならない。

(家畜人工授精師の免許の申請手続等)

第三十二条 この章に規定するもののほか、家畜人工授精師免許証の交付、書換交付、再交付及び返納に關し必要な事項は政令で、第十三条第四項の家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書及び家畜体外受精卵証明書、同条第八項の精液採取に關する証明書、体内受精卵採取に關する証明書及び体外受精卵生産に關する証明書、第十五条の家畜人工授精簿並びに第二十二条第二項の授精証明書、体内受精卵移植証明書、体外受精卵移植証明書及び精液採取に關する証明書の様式、家畜人工授精師の免許及び家畜人工授精所の開設の許可の申請手続並びに第十九条第二項の規定による免許の取消し及び業務の停止に關し必要な事項は、農林

第四節 特定家畜人工授精用精液等の特例

(特定家畜人工授精用精液等の指定)

第三十二条の二 農林水産大臣は、高い経済的価値を有することその他の事由により特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を、特定家畜人工授精用精液等として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ、家畜の改良増殖に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(指定の公示)

第三十二条の三 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

2 特定家畜人工授精用精液等の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

(容器への表示)

第三十二条の四 獣医師又は家畜人工授精師は、第十三条第四項から第六項までの規定により特定家畜人工授精用精液等を容器に収めたときは、当該容器に、当該特定家畜人工授精用精液等に係る種畜の名称その他の農林水産省令で定める事項の表示をしなければならない。

(譲渡等記録簿)

第三十二条の五 家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等の譲受け（保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬入を含む。以下この項において同じ。）を、譲渡し（保存の委

水産省令で定める。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬出を含む。以下この項において同じ。）、廃棄又は亡失をしたときは、遅滞なく、譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失に関する事項を譲渡等記録簿に記載しなければならない。

- 2 家畜人工授精所の開設者は、前項の譲渡等記録簿を十年間保存しなければならない。

（是正命令）

- 第三十二条の六 農林水産大臣は、獣医師、家畜人工授精師又は家畜人工授精所の開設者が前二条の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反していると認めるときは、当該獣医師、家畜人工授精師又は家畜人工授精所の開設者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の解除）

- 第三十二条の七 農林水産大臣は、特定家畜人工授精用精液等について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

- 2 農林水産大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、特定家畜人工授精用精液等の指定を解除することができる。

- 3 農林水産大臣は、前二項の規定により特定家畜人工授精用精液等の指定を解除するときは、あらかじめ、家畜の改良増殖に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- 4 第三十二条の三の規定は、第一項又は第二項の規定による特定家畜人工授精用精液等の指定の解除について準用する。

（農林水産省令への委任）

- 第三十二条の八 この節に規定するもののほか、第三十二条の四の容器への表示の方法及び第三十二条の五第一項の譲渡等記録簿の様式は、農林水産省令で定める。

（新設）

（新設）

（新設）

第三章の二 家畜登録事業

(家畜登録事業に係る承認)

第三十二条の九 (略)

2 登録規程においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 五 (略)

3 (略)

4 農林水産大臣は、登録規程につき第一項又は前項の承認の申請があつたときは、当該登録規程又は当該変更後の登録規程の内容及、家畜改良増殖目標に即するものと認められない場合及び家畜登録事業の公正な運営を行うのに適切なものと認められない場合を除き、その承認をしなければならない。

5 (略)

(国の援助)

第三十二条の十 国は、家畜登録事業の公正な運営を確保するため、家畜登録機関に対して、助言、指導その他必要な援助を行うように努めるものとする。

(必要措置命令)

第三十二条の十一 農林水産大臣は、家畜登録機関の業務がその登録規程に違反すると認めるときは、当該家畜登録機関に対し、期間を定めて、その業務運営の改善に関し必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(業務の停止命令)

第三章の二 家畜登録事業

(家畜登録事業に係る承認)

第三十二条の二 (略)

2 登録規程においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 登録する家畜の種類
- 二 登録の種類及び方法
- 三 審査の基準に関する事項
- 四 登録手数料に関する事項
- 五 家畜登録簿に関する事項

3 (略)

4 農林水産大臣は、登録規程につき第一項又は前項の承認の申請があつたときは、当該登録規程又は当該変更後の登録規程の内容及、家畜改良増殖目標に即するものと認められない場合及び家畜登録事業の公正な運営を行なうのに適切なものと認められない場合を除き、その承認をしなければならない。

5 (略)

(国の援助)

第三十二条の三 国は、家畜登録事業の公正な運営を確保するため、家畜登録機関に対して、助言、指導その他必要な援助を行なうように努めるものとする。

(必要措置命令)

第三十二条の四 農林水産大臣は、家畜登録機関の業務がその登録規程に違反すると認めるときは、当該家畜登録機関に対し、期間を定めて、その業務運営の改善に関し必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(業務の停止命令)

第三十二条の十二 (略)

第四章 雑則

(報告の徴収等)

第三十四条 農林水産大臣は、第三章第四節の規定の施行に必要な限度において、種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師、家畜の生産者その他の関係者から必要な事項の報告を求めることができる。

2 (略)

3 家畜人工授精所の開設者は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、当該家畜人工授精所の運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があると認めるときは、種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師、家畜の生産者その他の関係者から種付け、家畜人工授精、家畜受精卵移植その他必要な事項の報告を求めることができる。

5 都道府県知事は、前二項の規定による報告(特定家畜人工授精用精液等に関するものに限る。)を受けたときは、遅滞なく、その内容を農林水産大臣に通知しなければならない。

(立入検査等)

第三十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があると認めるときは、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しく

第三十二条の五 (略)

第四章 雑則

(種畜検査委員及び地方種畜検査委員)

第三十三条 (略)

(報告)

第三十四条 (新設)

農林水産大臣は、家畜登録事業の公正な運営を図るため必要があると認めるときは、家畜登録機関から家畜登録事業に関し必要な事項の報告を求めることができる。

(新設)

2 都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があると認めるときは、種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者又は獣医師若しくは家畜人工授精師から種付け、家畜人工授精、家畜受精卵移植その他必要な事項の報告を求めることができる。

(新設)

(立入検査等)

第三十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があると認めるときは、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しく

は家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜、施設の構造、設備、器具その他の物件若しくは種付台帳、家畜人工授精簿、譲渡等記録簿その他の必要な書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項において同じ。）を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種畜の精液、家畜卵巣、家畜未受精卵若しくは家畜受精卵を収去させることができる。

2・3 (略)

(センターによる立入検査等)

第三十五条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、センターに、畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜若しくは種付台帳、家畜人工授精簿、譲渡等記録簿その他必要な書類を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種畜の精液若しくは家畜受精卵を収去させることができる。

2・5 (略)

(回収等の命令)

第三十五条の四 農林水産大臣は、第十四条の規定に違反して特定家畜人工授精用精液等を譲り渡した者に対し、当該特定家畜人工授精用精液等の回収及び廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、第十四条の規定に違反して家畜人工授精用精

は家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜、施設の構造、設備、器具その他の物件若しくは種付台帳、家畜人工授精簿その他の必要な書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項において同じ。）を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種畜の精液、家畜卵巣、家畜未受精卵若しくは家畜受精卵を収去させることができる。

2・3 (略)

(センターによる立入検査等)

第三十五条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、センターに、畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜若しくは種付台帳、家畜人工授精簿その他必要な書類を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種畜の精液若しくは家畜受精卵を収去させることができる。

2・5 (略)

(センターに対する命令)

第三十五条の三 (略)

(新設)

液又は家畜受精卵（特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。）を譲り渡した者に対し、当該家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の回収及び廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章 罰則

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項、第五条、第九条の二、第九条の三、第十一条から第十二条まで、第十三条第四項又は第十四条の規定に違反したとき。

二 虚偽又は不正の事実に基づいて、第十六条第一項の規定による免許を受けたとき。

三 第三十二条の九第一項の規定に違反して、農林水産大臣の承認を受けずに家畜登録事業を行ったとき。

（手数料の納付）
第三十六条 （略）

（行政手続法の適用除外）
第三十六条の二 （略）

（審査請求の制限）
第三十六条の三 （略）

（島の適用除外）
第三十七条 （略）

（権限の委任）
第三十七条の二 （略）

第五章 罰則

第三十八条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項、第五条、第九条の二、第九条の三、第十一条又は第十一条の二の規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて、第十六条第一項の規定による免許を受けた者

三 第三十二条の二第一項の規定に違反して、農林水産大臣の承認を受けずに家畜登録事業を行った者

四 第三十二条の九第三項の規定に違反して、農林水産大臣の承認を受けないで登録規程を変更したとき。

五 第三十五条の四の規定による命令に違反したとき。

(削る)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項若しくは第四項、第十三条第八項又は第二十二條の規定に違反したとき。

二 第九条第二項に規定する事項を種付台帳に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

(削る)

三 第十三条第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第十五条第一項に規定する事項を家畜人工授精簿に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

五 第二十一条の規定に違反して、家畜人工授精師という名称を用いたとき。

六 第三十条の規定に違反して、その名称中に家畜人工授精所たることを示す文字を用いたとき。

七 第三十二条の六の規定による命令に違反したとき。

八 第三十二条の十二の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

九 第三十四条第一項から第四項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 第三十二条の二第三項の規定に違反して、農林水産大臣の承認を受けないで登録規程を変更した者

(新設)

第三十九条 第十二条、第十三条第四項、第十四条、第二十一条又は第三十条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項若しくは第四項、第十三条第八項又は第二十二條の規定に違反した者

二 第九条第二項に規定する事項を種付台帳に記載せず、又は虚偽の記載をした者

三 第十五条第一項に規定する事項を家畜人工授精簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者

四 第十三条第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

五 第三十二条の五の規定による業務の停止の命令に違反した者

六 第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	
(新設)	
第四十一条 (略)	
第四十二条 第九条第三項又は第十五条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。	第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。 一 第九条第三項又は第十五条第二項の規定に違反した者 二 第二十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 第二十五条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、家畜人工授精所を廃止し、休止し、又は休止した家畜人工授精所を再開した者
(新設)	附 則 抄 (施行期日) 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において、政令で定める。 (種畜法の廃止) 2 種畜法は、廃止する。

改 正 案	現 行
（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例） 第二十五条 農業（所得税法第二条第一項第三十五号に規定する事業をいう。）を営む個人が、昭和五十六年から令和五年までの各年において、次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十二条の九第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。）である肉用牛に該当するものをいう。次項において同じ。）であり、かつ、その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内であるときは、当該個人のその売却をした日の属する年分のその売却により生じた事業所得に対する所得税を免除する。 一・二 （略）	（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例） 第二十五条 農業（所得税法第二条第一項第三十五号に規定する事業をいう。）を営む個人が、昭和五十六年から令和五年までの各年において、次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。）である肉用牛に該当するものをいう。次項において同じ。）であり、かつ、その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内であるときは、当該個人のその売却をした日の属する年分のその売却により生じた事業所得に対する所得税を免除する。 一 家畜取引法（昭和三十一年法律第二百三十三号）第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却 当該個人が飼育した肉用牛 二 農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるものに委託して行う売却 当該個人が飼育した生産後一年未満の肉用牛 2 前項に規定する個人が、同項に規定する各年において、同項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれているとき（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該

2
2
7
(略)

2

-
- 当しないものであるときを含む。）は、当該個人のその売却をした日の属する年分の総所得金額に係る所得税の額は、所得税法第二編第二章から第四章までの規定により計算した所得税の額によらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。
- 一 その年において前項各号に掲げる売却の方法により売却した当該各号に定める肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないものの売却価額及び免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合における当該超える部分の免税対象飼育牛の売却価額の合計額に百分の五を乗じて計算した金額
- 二 その年において前項各号に掲げる売却の方法により売却した当該各号に定める肉用牛に係る事業所得の金額がないものとみなして計算した場合におけるその年分の総所得金額につき、所得税法第二編第二章第四節、第三章及び第四章の規定により計算した所得税の額に相当する金額
- 3 前二項に規定する肉用牛とは、次に掲げる牛以外の牛をいう。
- 一 種雄牛
- 二 乳牛の雌のうち子牛の生産の用に供されたもの
- 4 第一項又は第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定の適用を受けようとする旨及びこれらの規定に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があり、かつ、これらの規定に規定する肉用牛の売却が第一項各号に掲げる売却の方法により行われたこと及びその売却価額その他財務省令で定める事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。
- 5 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その記載又は添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の証する書類の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。第一項の規定の適用を受ける者が確定申告書を提出しなかつた場合において、その提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときも、同様とする。
-

（農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例）

第六十七条の三 農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人が、昭和五十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二条の九第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には五十万円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。）である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該農地所有適格法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額（当該売却をした日を含む事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合には、千五百頭を超える部分の売却による利益の額を除く。）に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 （略）

6

その年分の所得税について第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第二十五条第二項（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例）」とする。

7

第一項及び第二項に定めるもののほか、第一項の規定により免除される所得税の額の計算方法その他同項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例）

第六十七条の三 農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人が、昭和五十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には五十万円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。）である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該農地所有適格法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額（当該売却をした日を含む事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合には、千五百頭を超える部分の売却による利益の額を除く。）に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 家畜取引法第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却 当該農地所有適格法人が飼育した肉用牛

二 農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるも

- 2 前項に規定する肉用牛とは、次に掲げる牛以外の牛をいう。
 - 一 種雄牛
 - 二 乳牛の雌のうち子牛の生産の用に供されたもの
- 3 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入する金額の計算に関する明細書並びに免税対象飼育牛の売却が同項各号に掲げる売却の方法により行われたこと及びその売却価額その他財務省令で定める事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。
- 4 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び証する書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。
- 5 事業年度が一年に満たない第一項の農地所有適格法人に対する同項の規定の適用については、同項中「が千五百頭」とあるのは「が千五百頭に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数」と、「千五百頭」とあるのは「当該計算した頭数」とする。
- 6 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 7 第一項の規定の適用を受けた同項の農地所有適格法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。
- 8 第二項から前項までに定めるもののほか、免税対象飼育牛の売却による利益の額の計算方法、第一項の規定の適用を受けた同項

（農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例）

第六十八条の百一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人が、平成十四年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間内の日を含む各連結事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二条の九第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛（第六十七条の三第一項に規定する肉用牛をいう。以下この項において同じ。）又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。）である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該農地所有適格法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額（当該売却をした日を含む連結事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合には、千五百頭を超える部分の売却による利益の額を除く。）に相当する金額は、当該売却をした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 （略）

の農地所有適格法人の利益積立金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例）

第六十八条の百一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人が、平成十四年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間内の日を含む各連結事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛（第六十七条の三第一項に規定する肉用牛をいう。以下この項において同じ。）又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。）である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該農地所有適格法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額（当該売却をした日を含む連結事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合には、千五百頭を超える部分の売却による利益の額を除く。）に相当する金額は、当該売却をした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 家畜取引法第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却 当該農地所有適格法人が飼育した肉用牛

二 農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるものに委託して行う売却 当該農地所有適格法人が飼育した生産後一年未満の肉用牛

2
ゝ
7

(略)

2
ゝ
7

(略)